

千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、千葉市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱による高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「千葉市社協」という。）が行い、市は事業の実施に必要な費用を、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱に基づき、補助するものとする。

（貸付対象）

第3条 訓練促進資金の貸付を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1）本市に住所を有していること。
- （2）高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている又は支給決定の見込みがあること。
- （3）養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に当該資格を要する業務に従事し、かつ、5年間引き続きその業務に従事する意思があること。
- （4）千葉市保育士修学資金等貸付事業実施要綱による千葉市保育士修学資金貸付を受けていないこと。
- （5）千葉県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱による介護福祉士修学資金貸付を受けていないこと。
- （6）入学準備金については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく専門実践教育訓練給付金を受けていないこと。
- （7）他の都道府県若しくは指定都市又は都道府県等が適当と認める団体等から同種の修学資金を借り受けていないこと。

第3条の2 住宅支援資金の貸付を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1）市内の賃貸住宅に居住していること。
 - （2）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当を受けていない者であって、所得が児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の父母を含む。）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けていること。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。
 - （3）貸付期間終了日から1年以内に、現に就業していない者が就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き、就業を継続する意思があること。
 - （4）プログラム策定を受け、当該住宅支援資金の貸付期間の上限（12か月）に達していないこと。
- ただし、プログラムにおける支援の必要性が認められ、プログラムの新規策定又は再策定された場

合は、この限りではない。

(貸付の種類及び貸付金額等)

第4条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 訓練促進資金の貸付金額は、それぞれ次に定める額とする。

(1) 入学準備金 500,000円以内

(2) 就職準備金 200,000円以内

3 保証人を立てる場合は、無利子とする。

4 保証人を立てない場合において、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

5 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取り扱いは、平成30年4月1日より以下のとおりとする。

ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付を行わないこと。

イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付を行うこと。

ウ 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた訓練促進資金の返還が免除されること。

第4条の2 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

2 貸付金額は、入居している住宅の家賃の実費とする。ただし、家賃の月額が70,000円を超える場合は70,000円とする。

3 利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第5条 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けようとする者は、千葉市社協会長に貸付に必要な書類を提出し、申請しなければならない。

(保証人)

第6条 第4条第3項の保証人は、訓練促進資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第14条の規定による延滞利子を包含するものとする。ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

(貸付契約の解除)

第7条 千葉市社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。
- (5) 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) 高等職業訓練促進給付金の支給対象期間中に、再婚により、ひとり親でなくなつたとき。
- (7) 千葉市社協会長が求める書類を提出しなかったとき。
- (8) その他訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者は、前項各号に該当することとなつた場合、千葉市社協会長に届け出なければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第8条 千葉市社協会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。ただし、第7条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 千葉市社協会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第7条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 養成機関修了後、すぐに第9条第1項第1号に規定する業務に従事せず、就職準備をしているとき。(ただし、1年間を限度とする。)
- (2) 第9条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
- (3) 離職した後、引き続き業務に従事する意思があり、第9条第2項で定める求職活動をしているとき。
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- (5) その他、千葉市社協会長が必要と認めるとき。

第8条の2 千葉市社協会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第7条第1項第4号の規定により、住宅支援資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 第9条の2第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の当然免除)

第9条 千葉市社協会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第7条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

なお、取得した資格が必要な業務は常勤に限らないが、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合を除く。

- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 一旦離職したが、再就職のために次に定める求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とする。

- (1) 月1回以上求人への応募を行った場合

- (2) 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

ア 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等への参加

イ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等への参加（単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等を除く。）

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

第9条の2 千葉市社協会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付期間終了後1年以内に、プログラムで定めた目標に合致した就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付期間終了後1年以内に、プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合については、前条第2項の規定を準用する。ただし、「1年間」を「6か月」と読み替えるものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第 10 条 千葉市社協会長は、訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を次の各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、第 7 条第 1 項第 4 号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。また、第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。さらに、第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本人の責により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用できない。なお、裁量免除の額は、第 9 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を、貸付額に乗じた額とする。

(1) 死亡又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められる場合であって、返還を請求した日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 第 9 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したが、5 年に満たない期間の内に離職し、第 8 条第 2 項に規定する裁量猶予の事由にも該当しないとき。

返還の債務の額の一部

第 10 条の 2 千葉市社協会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者（住宅支援資金の貸付を受けた者が死亡した場合は法定相続人）が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を次に定めるそれぞれの範囲内において免除できるものとする（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）。ただし、第 7 条第 1 項第 4 号の規定により、住宅支援資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

(1) 死亡、障害又は自己破産により、債務整理等を経てもなお住宅支援資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難と認められる場合であって、返還を請求した日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部

(返還)

第 11 条 訓練促進資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、原則として当該各号に規定する事由（以下、返還事由という）が生じた日の属する月の翌月から千葉市社協会長が指定する期日までに貸付金を一括返還しなければならない。なお、返還方法は千葉市社協会長が指定する金融機関口座への振込みとする。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に第 9 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事しなかったとき。

(3) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、第 9 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事する意思がなくな

ったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(5) その他、千葉市社協会長が必要と認めるとき。

2 訓練促進資金の貸付を受けた者が、貸付金の返還の分割を希望するときは、返還事由が生じた日の属する月の翌月までに、返還計画について千葉市社協会長に届け出なければならない。分割は月賦、半年賦又は年賦の均等払い方式とし、返還事由が生じた日の属する月の翌月から6年（第8条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に返還しなければならない。

第11条の2 住宅支援資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、原則として当該各号に規定する事由（以下、返還事由という）が生じた日の属する月の翌月から千葉市社協会長が指定する期日までに貸付金を一括返還しなければならない。なお、返還方法は千葉市社協会長が指定する金融機関口座への振込みとする。

(1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 貸付終了後1年が経過したとき。

(3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(4) その他、千葉市社協会長が必要と認めるとき。

2 住宅支援資金の貸付を受けた者が、貸付金の返還の分割を希望するときは、返還事由が生じた日の属する月の翌月までに、返還計画について千葉市社協会長に届け出なければならない。分割は月賦、半年賦又は年賦の均等払い方式とし、返還事由が生じた日の属する月の翌月から5年（第8条の2の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に返還しなければならない。

（届出）

第12条 訓練促進資金の貸付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、千葉市社協会長に届け出なければならない。

(1) 貸付を受けた者又は連帯保証人の住所、氏名又は電話番号に変更があったとき。

(2) 養成機関を休学、停学、留年又は復学したとき。

(3) 養成機関を修了して資格取得し、かつ就職先が決定したとき。

(4) 業務の従事先を変更したとき、休職したとき、復職したとき又は従事先を辞めたとき。

(5) 連帯保証人を変更する必要があるとき。

第12条の2 住宅支援資金の貸付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、千葉市社協会長に届け出なければならない。

(1) 貸付を受けた者の住所、氏名又は電話番号に変更があったとき。

(2) 就職先又は転職先が決定したとき。

(3) 就業先を変更したとき、休職したとき、復職したとき又は就業先を辞めたとき。

(4) プログラムに変更があったとき。

(5) 家賃額、住居費用に関する他制度の利用・変更等により、住宅支援資金貸付金額・期間を変更するとき。

(就労状況の確認)

第 13 条 千葉市社協会長は、第 8 条第 2 項第 2 号に規定する返還債務の履行猶予を受けている者に対し、定期的にその就労状況に関する報告を求めることができる。

(延滞利子)

第 14 条 千葉市社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者が正当な理由なく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3. 0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が払い込みの請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(状況報告等)

第 15 条 千葉市社協会長は、この事業の実施にあたり、毎年度、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書（様式第 1 号）及び千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業計画書（様式第 1 号の 2）を策定し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合も含む。）の内容について、市長の承認を得なければならない。

2 千葉市社協会長は、会計年度の上半期に実施した事業の状況を当該年度 10 月末までに、会計年度の下半期に実施した事業の状況を翌年度 4 月末までに、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業状況報告書（様式第 2 号）及び千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業状況報告書（様式第 2 号の 2）を作成し、市長に報告しなければならない。ただし、平成 28 年度分については、すべての状況を平成 29 年 4 月末までに報告するものとする。

(会計経理)

第 16 条 千葉市社協会長は、この補助事業に関する独立した会計を設けなければならないものとする。

また、「社会福祉法人会計基準の制定について（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0329 第 24 号、社援発 0329 第 56 号、老発 0329 第 28 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）」の別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分するものとする。

2 千葉市社協会長は、この補助事業を実施している間において、貸付金の返還及び延滞利子による収入がある場合は、当該会計に繰り入れるものとする。

3 千葉市社協会長は、この補助金を運用する場合においては、あらかじめ市と協議するものとする。また、この補助事業を実施している間において、補助金の運用又はその他寄附金等による収入がある場合は、当該会計に繰り入れるものとする。

4 この事業を実施するために必要な事務費として、資金毎に毎年度、7, 200, 000 円までの範囲内で使用できることとする。

5 この事業を中止、廃止又は完了した場合は、当該会計の残額を市に返還するものとする。

6 前項の規定に関わらず、市社協会長は、前項による補助金の返還の時期以外の時期において、貸付金の返還等による収入の発生等、返還を要する事情が発生したときは、毎年度の出納閉鎖の時期まで

に、その総額を、千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る貸付金の返還額等報告書（様式第3号）又は千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業に係る貸付金の返還額等報告書（様式第3号の2）により、市長に報告するとともに、その部分について市に返還するものとする。

（借受人等の責務）

第17条 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者は、市の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者及び保証人は、千葉市社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、決められた期日までに回答又は報告しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定は令和2年4月1日以降の期間に対応する返還すべき額の計算について適用され、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。